



犬の飼い主の方へ



令和9年3月2日（2027年）から
狂犬病予防注射のルールが変わります



3月2日～3月31日に狂犬病予防注射を受けている飼い主さんご注意ください！

① 3月2日～3月31日の接種で「翌年度の注射済票」を交付していた規定が廃止

- これまで、3月2日～3月31日に受けた場合は翌年度の注射済票を交付していましたが、令和9年3月2日以降はこの期間に接種を受けても翌年度扱いにはなりません。
- そのため、令和8年3月2日～令和9年3月1日に受けた方が、令和9年3月2日～3月31日（令和8年度の注射済票の対象）に受けた場合は、令和8年度に2回接種（令和9年度は未接種）を受けたことになってしまいます。
- その場合、次回の予防接種を令和9年4月1日～令和10年3月31日（令和9年度注射済票の交付対象期間）に受ける必要がありますので、接種時期には十分ご注意ください。

| | | | |
|-------|---------------------------|--|---------------------------|
| 接種日 | ～令和8年3月1日 （～2026年3月1日） | 令和8年3月2日～令和9年3月31日 （2026年3月2日～2027年3月31日） | 令和9年4月1日～ （2027年4月1日～） |
| 済票の年度 | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 注射済票 （2026年度 注射済票） | 令和9年度 （2027年度） |

② 予防接種が通年で接種可能

- これまで法律上の接種時期は毎年4月1日～6月30日でしたが年間を通して接種が可能になります。（令和8年度に関してはこれまで通り4月1日から6月30日までに受けさせる必要があります。）

（問い合わせ先）
東成区保健福祉センター
保健福祉課 生活環境担当
TEL 06-6977-9973



QRコード 大阪市HP